

告 示

埼玉県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 神 山 佐 市

埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

1 監査結果

(1) 監査の対象事務

平成21年度・平成22年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 40機関

所管部局	監査対象機関
総務部	川口県税事務所
環境部	東松山環境管理事務所
保健医療部	春日部保健所、加須保健所
産業労働部	創業・ベンチャー支援センター
農林部	本庄農林振興センター、春日部農林振興センター、農林総合研究センター水田農業研究所、農林総合研究センター園芸研究所、農林総合研究センター茶業研究所、農村整備計画センター
県土整備部	朝霞県土整備事務所、川越県土整備事務所
都市整備部	川越建築安全センター、営繕工事事務所
企業局	行田浄水場、水質管理センター、第二水道整備事務所
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所
教育局	伊奈学園中学校、伊奈学園総合高校、大宮工業高校、大宮商業高校、大宮南高校、小川高校、川越総合高校、志木高校、杉戸高校、秩父高校、所沢北高校、所沢中央高校、所沢西高校、豊岡高校、滑川総合高校、松伏高校、与野高校
警察本部	小川警察署、小鹿野警察署、児玉警察署、加須警察署

(3) 監査実施日

平成22年9月28日～平成22年10月29日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
保健医療部	加須保健所	平成 22 年 3 月に冊子「利根保健医療圏の脳卒中医療機能」(98 千円)及び「北埼玉地域における脳卒中医療連携の構築」(98 千円)の印刷を発注した。各々の主要な印刷仕様のほか、見積日、納品日、契約相手も同一であった。 総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、2 者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。
教育局	川越総合高校	毒物及び劇物取締法で指定された硫酸等の毒劇物について、帳簿による管理及び定期的な確認がされていなかったことは不適切であった。
教育局	所沢西高校	平成 21 年 9 月に発注した修繕の契約について、予定価格が 50 万円以上であったことから、予定価格調書を作成すべきところ作成していなかったことは不適切であった。